

黄泉の土地と冥途への旅

—中国の葬送文書に関する一考察—

浅見直一郎

はじめに

古代中国人の世界観、死生觀を知るための手がかりとなるものに、死者の埋葬に際して作成された各種の文字史料がある。本稿は、その中から墓券（買地券）・遣策・衣物疏を取り上げる。この分野の研究は、二〇世紀初めの羅振玉に始まり、管見の限りでも呉天穎・鄭學檬・仁井田陞・池田温・小田義久・白須淨真・富谷至などの諸氏によるすぐれた研究の蓄積があり⁽¹⁾、私もかつてその驟尾に附して小論を著したことがある⁽²⁾。そこで、以下まずこれらの諸研究を利用して、具体例を紹介しながら、墓券（買地券）・遣策・衣物疏の概略を述べ、最後に私なりに問題点の検討を行なうこととしたい。

なお本稿は、二〇〇六年十月二十日開催の大谷学会研究発表会にて行なった口頭報告に補訂を加えたものである。

一 墓券

墓券とは、土地（墓地）の購入を証明する土地売買文書の形式に従いつつ、死者の安寧や子孫の繁栄を祈念した擬似的な文書である。買地券の名で呼ばれることがあるが、本来の買地券（土地売買の契約書）が土地売買の事実を証明することを目的としているのとは異なっているので、区別して墓券と呼ぶ。

この墓券にはどのようなことが書かれているのであるか。以下、例を挙げて具体的に見ていくことにする。なお本文中の「」は改行を示す。

【例二】楊紹墓券 西晋、太康五年（二八四）

大男楊紹、從土公買冢地一丘。東」極闕沢、西極黃濱、南極山背、「北極於湖。直錢四百万、即日交畢。」日月為証、四時為任。」大康五年九月廿九日、対共破壘、民」有私約、如律令。⁽³⁾

この楊紹墓券は十六世紀、明の万曆年間に出土したもので、墓券の中で最も早くから知られていた。まず「大男楊紹が土公^よ從り冢地一丘を買った」と、土地購入の事実を述べる。土地の購入者となっている楊紹が被葬者と思われる。一方、売り主の土公は土地神である。次に土地の四至すなわち範囲を「東は闕沢に極まり、西は黃濱に極まり、南は山背に極まり、北は湖に極まる」と示す。そして「直^{あだ}は錢四百万で、即日^{わた}交し畢^わえた」として代価と決済が行われた事実を記し、「日月を証と為し、四時を任と為す」と述べて日・月と春・夏・秋・冬が証人であるとする。最後に「大康五年九月廿九日、対共に誓を破り、民に私約有り、律令の如くせよ」と、日付および契約の履行を求める文言

で結ぶ。

明らかなように、形態としては土地売買文書なのであるが、取引の相手は土公という神仙であり、現実に行われた土地売買を記したものではない。この例の場合、日付と被葬者の姓名、四至を示す地名には現実性があるが、錢四百万という価格は架空のものであろうし、証人たちに至つては言うまでもあるまい。

【例二】薛氏墓券 東晉、咸康四年（三三八）

晋咸康四年二月壬子朔四日乙卯、吳故舍人・立節都尉、晋陵丹徒朱曼_{故妻薛}、從天買地、從地買宅。東極甲_乙、南極丙_丁、西極庚辛、北極壬癸、中_{極戊己}、上極天、下極泉。直錢二百万、即日交畢。有誌薛地、當詢天帝。有誌薛宅、當詢土伯。任知者東王公・西王。□母。如天帝律令。」

この例では、日付に統いて土地を購入した事実を「吳の故舍人・立節都尉、晋陵丹徒の朱曼の故妻薛が天より地を買ひ、地より宅を買つた」と述べる。土地の買い主とされているのは朱曼の妻で薛という姓の女性であるが、この女性が被葬者であろう。「天より地を買ひ、地より宅を買つた」とは一見奇妙であるが、前の「地」は「宅」とともに売買の対象となつた土地（と建物）を言い、後の「地」は「宅」の売り主であるから「天」と同様に神仙を指す、と理解すべきであろう。いずれにせよ、当時の定型的な文言であつたと考えられる。次いで土地の範囲を「東は甲乙に極まり、南は丙丁に極まり、西は庚辛に極まり、北は壬癸に極まり、中は戊己に極まり、上は天に極まり、下は泉に極まる」と示す。甲は木の兄_{きえ}、乙は木の弟_とであるから東に木を、以下同様に南に火を、西に金を、北に水を、中に土を、それぞれ配している。泉は黄泉であろう。「直は錢二百万で、即日交し畢えた」と、価格と決済の事実を記す部

分が続く。次の「薛の地しるを誌す有り、當に天帝にまざ詢ぬべし。薛の宅を誌す有り、當に土伯になず詢ぬべし」とは、薛氏が地・宅を購入したことが天帝・土伯という神仙の許に記録されていることを言う。最後に「任知するは東王公・西王母なり」、保証人が東王公・西王母であるとし、「天帝の律令の如くせよ」と結ぶ。

例一と比較して、具体的な文言や叙述の順序に相違はあるが、天地の神仙から死者が土地を購入したこと、およびその事実(?)を保証すべく他の神仙たちに証人その他の役割を演じさせていることを述べているもので、総じて内容はよく似ている。ただ、土地の範囲が現実味を失うなど、一段と定型化が進んでいる。

【例三】劉公墓券 後漢、光和五年(一八二)

光和五年二月四日丁酉廿八日乙卯、帝神敢告墓上墓下「主土墓永」地下二十石墓主墓皇墓
召東任西仟南佰北伯丘丞墓伯東「中游微伯門卒史」太原太守中山蒲陰助所博成
里劉公「早死」今日合墓「上至蒼天、下至黃泉」青骨死人劉公、則自以家田三梁「東
佰南田廿八畝、南北七十步、東西廣九十六步、中有丈尺、券書明白。故立四角封界、大土、謹為
劉氏之家、解」除咎殃。(下略)

これは河北省西部の望都二号漢墓から出土したものである。⁽⁴⁾この墓は南から北に向かって墓道・前一室・前二室・中室・後一室・後二室・小龕という配列で、前一室から後一室までの四室はいずれも左右に耳室をもち、南北(墓道から小龕まで)三三一・一八メートル、東西(中室の東耳室から西耳室まで)一三・四メートルに及ぶ大きなものである。光和五年は後漢の末期に近く、一年後には有名な黃巾の乱が勃発する、と言えば時代の雰囲気が想像できよう。なお、

墓券は二つに割れて中室と東耳室から発見された。

この墓券は長文で（本文は後半部分を省略した）、判読できない文字が多く、難解な部分も含まれているので、逐語的な解説は割愛し、要点を指摘するにとどめる。

第一は、墓地の取得方法である。この墓の被葬者は「太原太守、中山蒲陰助所博成里の劉公」であろうが、この「青骨の死人劉公」が「則ち自から家田三梁を以て」云々とあるから、劉公は墓地を購入したのではなく、もともと自分が所有していた土地を墓地とした、ということのようである。他の類似の墓券に見られる、土地の価格や支払いの事実を記した文言を全く欠いていることからも、そのように推測される。被葬者が相当の経済力をもつ人物であつたことは墓の規模からもうかがえるが、おそらく土地もある程度所有しており、そうした人物であれば新たに土地を購入するまでもない、と考えられたのである。このことは、墓券を作成する本来の目的が土地の購入を記録するためではなかつたこと、言い換えれば、墓券が土地の購入について述べるのは、土地を確保して他者の侵害を防ぐための根拠として必要とされたからであつて、他に根拠となる事柄（この例の場合、被葬者がもとから所有していた土地であつたこと、およびそのことが周囲に広く知られていたと推測されること）があれば、述べる必要がなかつたこと、を示しているのである。

第二は、登場する神仙に混ざつて冥界の官吏たちが姿を見せていくことである。この墓券は冒頭の日付に続く部分に欠字があるのでやや不明確であるが、「敢えて告げる」対象が「墓上墓下……土□主土墓□永□、地下二十石、墓主、墓皇、墓伯、東仔西仔、南伯北伯、丘丞、墓伯、東……南成北□魂□□□□中游微、伯門卒史」であることはまず間違いないと思われる。この中には墓主、墓皇、墓伯など神仙と覺しき存在に混ざつて、地下二十石、游微、卒史などの官職名が現れる。地下二十石とは地下二千石あるべきところで、一千石とは郡の太守すなわち長官である

から、地下の地方長官である。また游徼は郷里を巡察して盜賊を取り締まつた官職、卒史は下級の事務官である。このような冥界の官吏たちが神仙に混ざつて、もしくは自身が神仙として、登場してくるのである。

多くの先學が指摘するように、古代中国人は、来世にも現世と同じような官僚機構が存在する、言い換えれば現世と同じような役所があり、同じように官吏が勤めている、と考えていた。それは、中国社会において非常に古くから官僚機構が高度の発達を見せ、しかもそれが長期にわたつて継続したことと密接に関連している。この墓券に神仙とともに冥界の官吏たちが現れるのは、劉公が亡くなり、彼のための墓が造営されることを冥界の官吏たちに通知しておくことで、将来にわたつて墓が保全されることを期待しているからである。このような考え方は他の墓券にも見ることができ、また後述するように遣策・衣物疏においても類似の発想による文言を持つものが存在している。

二 遣策と衣物疏

遣策と衣物疏（隨葬衣物疏）は、いわば副葬品のリストであつて、お墓の副葬品の名称と数量が一つ一つ記載され、それ自体もお墓に埋納されたものである。そのうち、竹簡・木簡に書かれた比較的古い時代のものを遣策と言い、後の時代のものを衣物疏と呼ぶのが一般的であるが、その境界については必ずしも明確ではない。

⁽⁵⁾ 遣策の歴史は古く、湖南省長沙の仰天湖からは戦国時代の楚国のものが発見されており、後に例示するように前漢時代初期には付加文言（後述）を持つものも現れる。先に述べた墓券が一般化するのは後漢時代以後であるから、遣策は墓券以前に数百年もの歴史を持つことになる。遣策では、副葬品の品数が多い場合には複数の簡に分けて書き、そうでない場合は幅の広い木簡（広義の木簡の一種であるが、一般的のものよりも幅の広い板なので、木牘、木方などと呼ばれることがある）一枚に列举するが、この幅広の板に墨書したものとしては、後述の例十二のように六世紀後半に

下るものもある。

一方、衣物疏とは衣すなわち衣服と、物すなわち日用品・所持品などの物品とを箇条書きにした書きつけ（疏）という意味である。この名称は後述の例七に見えるほか、江蘇省連雲港市の中にはリストの冒頭に「君兄衣物疏」（君兄は被葬者の字）と記したものがある⁽⁶⁾など、古くから用いられている。そして学術用語としては、だいたい晋代以降のものについて使われることが多い。晋代以降になると、木のほかに石、紙を材質とするものも現れるが、衣物疏の名は材質にかかわらず使用される。

要するに、遣策とは竹簡・木簡の一範疇であり、衣物疏とは材質にかかわらず記された内容による名称なのである。したがって、衣物疏という語を汎称として使用し、遣策をその中に含めてしまうことも不可能ではないが、遣策という語はすでに幅広く使用されてきているので、ここでは晋代を境に以前のものを遣策、以後のものを衣物疏と呼ぶことにする。ただ、さらに出土例が増えたある時点で、記述の内容、材質と形状、出土状況などを総合的に検討し、呼称についても整理し直す必要が出てくるかもしれない。

遣策・衣物疏にはリストだけのものもあるが、リストに何らかの文言が付け加えられている場合があり、これを付加文言と呼ぶ。この付加文言に、当時の中国人の世界観・死生観がよく表れているので、以下だいたい年代順に代表的なものを紹介する。

【例四】馬王堆三号漢墓出土遣策 前漢、文帝十二年（前一六八）

十二年二月乙巳朔戊辰、家丞奮移主贊郎中。移贊物一編、書到、先選、具奏主贊君。⁽⁷⁾

【例五】鳳凰山一六八号漢墓出土遣策 前漢、文帝十三年（前一六七）

十三年五月庚辰、江陵丞敢告地下丞。市陽五大夫際自言、与大奴良等廿八人・大婢益等十八人・轎車二乘・牛車一兩・駟馬四匹・騶馬二匹・騎馬四匹。可令吏以從事。敢告主。⁽⁸⁾

【例六】鳳凰山一〇号漢墓出土遣策 前漢、景帝四年（前一五三）

四年後九月辛亥、平里五大夫張偃敢告地下主。偃衣器物、所以祭具器物。各令会、以律令從事。⁽⁹⁾

例四・六は、いずれも前漢初期の、規模の大きな墓から出土した著名な例である。ここではこれらを一括して要点を整理しておく。

第一に、この三例はいずれも、現世の者が来世（冥界）の者に通告する形をとっていることである。まず例四の場合、馬王堆三号漢墓の被葬者は、長沙国丞相（長沙に置かれた大名家の家老）であった軌侯利蒼の子である。日付に次いで「家丞の奮が主贊郎中に移す」とあるが、家丞とは丞相家の事務を主管する役職、奮はその職にある者の名、主贊郎中は冥界の官吏でおそらく物品出納の担当者、移は管轄・被管轄の関係に無い官職の間でやりとりされる平行文書という公文書の一形式であつて、要するに被葬者の家の事務担当者が冥界の物品出納担当者へ文書を送っているのである。同様に、例五では江陵県の幹部職員である江陵の丞から地下の丞へ、例六は平里に住む五大夫の張偃から地下の主へ、いずれも通告が送られている。ただ、仔細に見ていくと相違もあり、例五では被葬者と思われる市陽に住む五大夫の際の「大奴良等廿八人・大婢益等十八人・轎車二乘・牛車一兩・駟馬四匹・騶馬二匹・騎馬四匹と与に（來世に行く）」という申し出を受けて江陵の丞が地下の丞に通告しているのに対し、例六では被葬者と思われる平

里の五大夫の張偃自身が地下の主に通告している。なお、例五は伝すなわち漢代の通行手形の形をとつていて、江陵県市陽の五大夫の隙が地下へ旅をしていくと想定している。この点については後述する。

第二に、通告の目的が被葬者の所持品（副葬品）の保全を図る点にあることである。たとえば、例四で家丞の奮が主贊郎中に通知した内容は、おおむね「物品を記した文書一編を送るので、文書が到着したならば、選（そな）（=饌）えるに先立ち、物品出納の総責任者である主贊君に具さに上奏されたい」という意味であると思われるが、主贊君への上奏を求めるのは、物品の収蔵に間違いが生じないように願うからである。例五では「吏をして以て従事せしむべし」例六では「律令を以て従事せよ」、いずれも事務の遂行に万全を期すよう求める言葉で結んでいる。

要するに漢初の三例からは、現世の者が冥界の官吏に通告して副葬品の保全を図る、という共通の性格が読み取れるのである。

【例七】潘氏衣物疏 東晉、升平五年（三六一）

升平五年六月丙寅朔、廿九日甲午、不祿。公國典衛」令、荊州長沙郡臨湘縣都鄉吉陽里周芳命」妻潘氏、年五十八、以即日醉酒不祿。其隨」身衣物、皆潘生存所服飾、他人不得忘」認詆債。東海僮子書。一（書）迄還海去。」如律令。⁽¹⁰⁾

【例八】雷陔妻衣物疏 東晉、永和八年（三五二）

例七は以前から知られていたもので、私もかつて言及したことがあるが、例八は比較的最近紹介されたものである。前者は石（白色の石片 二三・五×一二・三センチ）に刻され、後者は木（板 三二・七×一七・八センチ）に墨書きされたと、いう相違はあるが、年代、内容ともに近接しているので、ここに一括して掲げる。

例七の日付の次の不禄とは、士の身分にある者の死を言う。次いで被葬者の夫の官職、本貫地、姓名を記し、その妻の潘氏が五十八歳で安らかに亡くなつたことを述べる。醉酒とは文字通りの意味ではなく、臨終のさまを表す慣用表現である。そして、その隨身の衣物はすべて故人が生前に身につけていたものなので、他の人が横取りしてはならない、と言い、最後に、この衣物疏を書いたのが東海僮子という神仙であつて、書き終えたら海に帰っていく、律令の如くせよ、と結ぶ。

例八は判読できない文字が多いが、その内容が例七に酷似していることは間違いない。命婦とは大夫・士の身分にある者の妻を言う。女青は神仙である。最後の不得志者とは、やはり（他人が）横取りしてはならないという意味であろう。

この二例においては、被葬者の死が記された後、副葬品の保全を求める言葉が述べられる。ただし、そこで登場するのは神仙であつて、例四・六のような、現世の者から冥界の官吏への通告、という性格は見ることができない。このことは、後ほど再び触れる事になるが、注意すべき点である。

衣物疏が最も多く発見されているのは、新疆ウイグル自治区トルファン盆地の漢人墓群であつて、その総計は約六十例に達し、多くが付加文言をもつ。ここでは、その中からタイプの異なるものを三例取り上げる。

【例九】翟万衣物疏 縁禾六年（年代不明）

縁禾六年正月十四日、延寿里民翟万去天」入地。謹条随身衣裳物数如右。時見左「清龍、右白虎、前朱雀、後玄武。」田並⁽¹²⁾条。

縁禾という年号は延和のことではないかとも言われているが不明である。日付に次いで「延寿里の民、翟万が天を去つて地に入る」とあり、この翟万が被葬者であろう。「謹んで随身の衣裳物数を条列すること右の如し」、これは付加文言の前に置かれた九行に及ぶリストを指している。時見すなわち立会人は「左に清（＝青）龍・右に白虎・前に朱雀・後に玄武」である。最後に田並という人物が条列したことを記す。

この例九は、被葬者の死を記した後に副葬品の保全を求める言葉が続くもので、例七・例八によく似ているが、守護者として四神が登場する点が興味深い。

【例十】隗儀容衣物疏 真興七年（四二三）

真興七年六月廿四日、高⁽¹³⁾「」郷延寿里民宋泮故妻隗儀容「」。謹条随身衣物数、人不得仍名「」。辛閏津河梁不得留難。如律令。

日付に次いで記される「高（昌？）某郷延寿里の民、宋泮の物故した妻、隗儀容」が被葬者であろう。以下「謹んで隨身の衣物数を条（列）」し、「（他）人は仍名（奪い取る意か）」してはならない、と続くが、注目すべきは最後の「辛（幸）わくは、閏津河梁は留難するを得ざらん。律令の如くせよ」という部分である。これは通行手形によく

現れる表現で、津は渡し場、梁は橋であるが、要するに閔津河梁とは、そのような場所に設置された関所を言い、留難とは留めて通行を許さないことであるから、全体としては関所に対して旅行者を円滑に通行させるよう要請しているのである。前漢初期の例五において見られ、その後いつたん姿を消していた通行手形の要素が、ここで再び登場し、次の時期に受け継がれていくのである。

【例十二】某甲衣物疏 高昌、延昌三十六年（五九六）

延昌卅六年丙辰歲三月廿四日、大德比丘」某甲敬移五道大神。仏弟子某甲、持仏五戒、「專修十善、宣向遐齡、永賜難老、但昊天」不弔、以此月十九日忽然徂殞、逕涉五道。幸」勿呵留、任意聽過。請書張堅固、時見」李定度。若欲求海東頭、若欲覓海西」壁、不得奄還留停。急々如律令。⁽¹⁴⁾

これは麴氏高昌国時代の典型的な衣物疏である。日付の後「大德の比丘の某甲が敬しんで五道大神に移す」と始まるが、移は例四に見えていた平行文書で、発信者は大徳の比丘の某甲、受信者は五道大神である。大徳の比丘は実際の名を記すことが少なく、他の例によく登場するのは果願（願いを果たす意）という架空の名である。五道は仏教語で天・人・畜生・餓鬼・地獄を言い、衆生輪廻の場、五道大神はその輪廻をつかさどる神である。つまり、この衣物疏は現世の大徳の比丘から輪廻をつかさどる五道大神へ送られた文書の形式をとっているのである。

続く「仏弟子の某甲」が被葬者であるが、やはり固有の名は書かれていない。この人は「仏の五戒を持し、専ら十善を修め」て仏教を篤く信仰したので「宜しく遐齡を向⁽¹⁴⁾け、永く老い難きを賜わつ」て長生きをすべきであったが、しかし「昊天は弔れまず、此の月十九日を以て忽然と徂殞し、五道に逕涉」することになつたので、「幸わ

くは呵留することなく、任意に過ぎるを聽ゆるされたい」と述べて、五道をわたる被葬者の通行を保障するよう要請する。

請書（文書の作成者）の張堅固と時見（立会人）の李定度は、墓券にもしばしば登場する神仙である。最後に「若し海東の頭ほどりを求めんと欲し、若しくは海西の壁もとを覗めんと欲するも」、すなわち世界の果てまで行きたいと願ったとしても、奄遇留停してはならない、と付け加え、急々如律令と結ぶ。

この衣物疏の特徴は、第一に現世の大徳の比丘から輪廻をつかさどる五道大神へ送られた文書の形式をとっていること、第二に被葬者の自由な通行を要請する通行手形の性格をもつてていること、第三に仏教的要素を多く含んでいること、の三点に整理できる。

【例十二】王江妃衣物疏 北齊、武平四年（五七三）

因齊武平四年歲次癸巳七月乙丑朔六日庚午、釆迦文仏弟子高僧行告」酈灣里地振坦國土。高僧行元出冀州勃海郡、因宦仍居青州齊郡益都縣灘」匱里。其妻王江妃、年七十七、遇患積稔、醫療無損、忽以今月六日命過壽終、「上辭三光、下帰蒿里。江妃生時十善持心、五戒堅志、歲三月六、斎戒不闕。今為戒」師・藏公・山公等所使、与仏取花、往如不返。江妃命終之時、天帝抱花、候迎精神、大權」□□、接待靈魂、勅汝地下女青詔書・五道大神・司□之官、江妃所齋衣資雜物・隨」身之具、所遷之處、不得訶留。若有留詰、沙訶樓陀碎汝身首如阿梨樹枝。來時忽々、不知」書說是誰。書者觀世音、讀者維摩大士。故移。即卽。

（浅見）

13

最後の例十二は例十一とほぼ同時期のものであるが、地域は遠く離れた山東省で発見されたものである。この長文の衣物疏については、かつて逐語的な解釈を試みたことがあるので詳細はそちらに譲り、ここではおもな特徴を箇条

⁽¹⁵⁾

(浅見)

書きにするにとどめる。

一、現世の者から冥界への通知であること。釈迦文仏の弟子である高橋（被葬者の夫）が、居住地である灘湾里の地の振坦（＝震旦）国土に呼びかけている。

二、通行手形の形式に沿っている箇所があること。被葬者の王江妃が冥界へ向かうので、その通行を妨害しないよう要請している。

三、仏教的要素を多く含むこと。王江妃が生前仏教の徳目をきちんと守っていたことを述べるほか、夫の高橋は釈迦文仏の弟子と称していること、五道大神が登場すること、この衣物疏の書き手が觀世音、読み手が維摩大士であるとしていることなどが挙げられる。

つまり、具体的な表現には違いがあるものの、この例十二は例十一ときわめて近い性格のものであることがわかるのである。

三 問題点の整理

墓券・遣策・衣物疏の具体例の紹介は以上で終わり、以下は私なりに問題点を整理しておきたい。

(1) 墓券と遣策・衣物疏の起源

古代中国人の間に、来世には現世を反映した社会があり、死者はそこで生前と同様の生活を送る、という考え方が存在したことはよく知られている。例三の墓券が発見された望都二号漢墓からは、陶製の井戸・かまど・豚小屋などの模型が出土しているが、類似の例は他にもあり、これらは右に述べたような中国人の来世に対する考え方を反映し

たものと考えられる。

身近な人が亡くなつた時、残された人々は、故人がこれから死後の世界で安寧に生活して行けるように祈る。そこで必要と考えられたのは、あるいは死者の生活空間を確保することであり、あるいは死者の衣服・日用品などを保全することであつた。前者の願いが具体化されたのが墓券、後者が遺策・衣物疏である。墓券と遺策・衣物疏の由来を、そこに込められた人々の願いに視点を置いて考察したとき、以上のように整理してみることができるのでないかと思う。

墓券が土地売買文書を起源とすることは、現存する多くの例から見て、確実である。しかしそれは、本来の土地売買文書とは異なり、土地の購入を証明することが第一の目的ではない。そこに込められている願いはあくまでも死者の安寧であり、生活空間（墓地）の確保であつて、そのための最も有効な手段として、土地の売買が行なわれたという想定の下に、売買文書が作成されたのである。

土地の売り主や証人・立会人として神仙を登場させるのも、冥界の官吏たちを想定して彼らへの通知という形に文書をしつらえるのも、すべては死者の安寧を願う思いが根底にあり、それを少しでも確実に実現したいと考えてのことであつた。現代の私たちの感覚では、文書の中にこのような荒唐無稽なものを混入させれば、かえって文書の真実性を失わせ、効力を減じる結果を招いてしまうようになる。そこに彼我の世界観の相違があり、古代中国人の発想の特徴がよく現れているのである。

ところで、一方の遣策・衣物疏には付加文言を持つものがあり、その一部に通行手形の書式や表現をとるものがあることは、既に述べた通りである。墓券が土地売買文書に由来することから類推して、遣策・衣物疏の起源は通行手形にあり、その所持品を記載する部分が拡大ないし独立したものである、という推測が成立しそうに思える。しかし、

この点については慎重に判断しなければならないと考える。

その理由の第一は、遣策・衣物疏には付加文言をもたないものが多く、もつていても必ずしも通行手形に擬した形式や表現をとつてはいない、ということである。この点で、ほぼすべての墓券が土地売買文書の形式をとつてていることとは事情が異なる。理由の第二は、遣策・衣物疏の本来の目的は衣類・所持品(副葬品)の保全を図ることにあると思われるが、そのためには品名数量を記載するだけ、もしくはせいぜい他人の奪取を禁じる言葉を付加すれば足りるので、遠方へ旅をするという想定は必須のものではないことである。

遣策の起源は、保全されるべき副葬品をリストアップしたこと自体にあり、そのことと、被葬者が冥界まで旅をするという発想や、その経路をつかさどる冥界の官吏たちが存在するという想定とが結合した時、通行手形の形をとるのではないかと思われる。

(2) 遣策・衣物疏の変遷

前章において、付加文言をもつ遣策・衣物疏の実例をほぼ年代順に見てきた。そこでも少し触れたことであるが、それらの付加文言は時代によつて性格に違があると認められる。そこで、ここでは大きく二つの時期に区分して、遣策・衣物疏の付加文言が変遷していく様子を見ていただきたいと思う。

第一の時期は漢代で、例四・例五・例六が該当する。この時期には、冥界の官僚機構とそこに勤務する官吏たちの存在が想定されていて、付加文言は現世の者から冥界の者への通知という性格を持つ。また、死者が現世から冥界まで旅をしていくという発想も見られ、そこでは付加文言は通行手形の形をとつてている。

第二の時期は晋代の前後で、例七・例八・例九が該当する。この時期になると、冥界の官僚機構を想定することが

なくなり、通行手形の形をとることもなくなつて、前後の時代に比べてシンプルな構成になる。そして、冥界の官吏たちに代わつて神仙や四神が登場し、その守護によつて副葬品の保全が図られる。

第三の時期は南北朝時代以後で、例十・例十一・例十二が該当する。この時期になつて付加文言は再び現世の者から冥界の者への通知という性格を取り戻す。また、死者が冥界へ旅をしていくという発想も復活し、通行手形の形をとるものが見られるようになる。しかし、単純に第一期へ戻つたのではなく、現世にも冥界にも仏教に由来する存在が出現し、被葬者に冥界までの通行手形を發給する理由として、仏教の徳目を遵守したことが挙げられるようになる。なお、例十は例十一・例十二と異なり、第二期の比較的シンプルな構成に通行手形の表現が付隨したもので、仏教的な要素も欠いている。それゆえ、内容的にも、また時期的にも、例十は第二期から第三期への過渡期に位置づける方が適切であるかもしれない。

以上、遣策・衣物疏の時期区分を試みたが、これはあくまでも現在知られているものを対象としての話である。衣物疏、特に付加文言をもつものの遺存例は必ずしも多くなく、トルファンのものを除けば寥々たるものである。したがつて、今後新しい発見があれば、一から整理をしなおさなければならないかもしれない。また、現存のものだけで考えた場合でも、それらの間に見られる差異は、時代による変化ではなく、地域による差や、被葬者の社会的地位の違いによつて生じている部分があるかもしれない。一つの作業仮説としてご理解いただければ幸いである。

(3) 衣物疏と仏教

他の点ではよく似ている墓券と衣物疏であるが、仏教的因素の受容という点では鮮やかな対照をなす。墓券には、後世のものに至るまで仏教的因素が出現しないのに対し、衣物疏の場合は、見てきたように、五世紀中葉以後のもの

には仏教的因素が頻出するのである。それがなぜであるのか、残念ながら未だに確たる理由が見出せずにいる段階であるが、見通しとして次の二点を指摘し、小稿の結びに代えることにする。

第一は、中国人の習俗、もしくは中国人の観念する世界の中に仏教が浸透していった時の、その浸透のしかたについてである。もともと外来のものであつた仏教が、時代が降るにつれて、中国人の生活の中に浸透していったことは確かである。ただそれは、中国人の世界の全体に均等に浸透していったのではなく、仏教が比較的濃厚に浸透していった箇所、ほとんど浸透していかなかつた箇所、中間的な箇所、といったように、部分によつて浸透のしかたに程度・濃淡の差があつたと考えられる。

周知のように、中国の伝統的な葬法は土葬であり、仏教のそれは火葬である。土の中は中国土着の神仙たちの世界であつて、仏教の要素がその中に入つていくことは、ほとんど無かつたのではないであろうか。俗な言い方をすれば、神様・仏様たちの間に、一種の棲み分けともいえる状況が成立していたのではないであろうか。もし、このような想定が許されるのであれば、時代が降つても墓券の中に仏教的因素が現れないことを説明できると思うのである。

第二は、死者の旅という観念についてである。死者が三途の川を渡つて冥途に向かう、という観念がある。もちろん、この観念は仏教に本来備わっていたものではなく、中国で生まれ、日本へ伝えられたものであるが、中国の仏教、それも大衆的・土俗的な仏教において、死者が冥途まで旅をする、という観念が発生したことは注意すべき点である。

仏教伝来以前、前漢時代の遣策には、死者が冥途まで旅をするという考え方や通行手形の形式をとる付加文言もあつた。このような、死者が旅をするという考え方や通行手形の形式はいつたん姿を消すが、南北朝時代になって復活してくる。そして、通行手形の形式が復活してくる時期と、衣物疏に仏教的因素が出現する時期とは、前節述べたように、ほぼ一致しているのである。

この一致が、単に同時期に平行して起つたというだけのことなのか、それとも何らかの関連を持つものなのか。これは大きな問題であり、今の私には答える用意がない。この問題は今後の検討課題とし、ひとまずここで筆をおくこととした。

註

- (1) 吳天穎「漢代買地券考」「考古學報」一九八二一
鄭學樸「吐魯番出土文書・隨葬衣物疏・初探」韓國磐主編『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』廈門大學出版社 一九八六
仁井田陞「漢魏六朝の土地売買文書」「中國法制史研究 土地法・取引法」東大出版会、一九八〇
池田温「中國歷代墓券略考」「東洋文化研究所紀要」八六 一九八一
小田義久「吐魯番出土葬送儀礼關係文書の一考察—隨葬衣物疏から功德疏へ—」「東洋史苑」三〇・三 一九八八
白須淨真「隨葬衣物疏付加文言（死人移書）の書式とその源流—吐魯番盆地古墳群出土の隨葬衣物疏の研究（一）」「佛教史學研究」二五一一 一九八三
富谷至「黃泉の國の土地売買—漢魏六朝買地券考—」「大阪大学教養部研究集録（人文・社会科学）」三六 一九八七
ここでは主なもののみ掲げた。詳しく述べては註(2)の拙稿を参照されたい。
(2) 浅見直一郎「中國南北朝時代の葬送文書—齊武平四年『王江妃隨葬衣物疏』を中心に—」「古代文化」四二一四 一九九〇
(3) 本稿でとりあげた墓券の釈文については註(1)の池田「中國歷代墓券略考」を参照した。
(4) 河北省文化局文物工作隊編『望都二号漢墓』文物出版社 一九五九
(5) 遺策については大庭脩『木簡』学生社 一九七九 一二〇~一二一頁に要を得た解説がある。また杉本憲司「漢墓出土の文書について—特に湖北江陵鳳凰山漢墓について—」「檍原考古学研究所論集」五 一九七九 を参照。
(6) 連雲港市博物館ほか編『尹湾漢墓簡牘』中華書局 一九九七 二三三頁
(7) 湖南省博物館・中国社会科学院考古研究所『長沙馬王堆二、三号漢墓發掘簡報』『文物』一九七四一七
(8) 紀南城鳳凰山一六八号漢墓發掘整理組『湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓發掘簡報』『文物』一九七五一九

- (9) 楊偉超ほか「關於鳳凰山一六八号漢墓座談紀要」「文物」一九七五—九
 長江流域第二期文物考古工作人員訓練班「湖北江陵鳳凰山西漢墓發掘簡報」「文物」一九七四—六
 黃盛璋「江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歷史地理研究上的價值」「文物」一九七四—六
 裴錫圭「湖北江陵鳳凰山十號漢墓出土簡牘考叢」「文物」一九七四—七
 「長沙北門桂花園發現晉墓」「文物參考資料」一九五五—一
 史樹青「晉周芳命妻潘氏衣物券考叢」「考古通訊」一九五六—一
 (11) 江西省文物考古研究所ほか「南昌火車站東晉墓葬群發掘簡報」「文物」二〇〇一—一
 (12) 中国文物研究所ほか編「吐魯番出土文書」壹 文物出版社 一九九一 八五頁
 (13) 前掲「吐魯番出土文書」壹 二八頁
 (14) 前掲「吐魯番出土文書」壹 三三四頁
 (15) 註(2)所掲の拙稿参照。

なお、この衣物疏は孤例であつたが、陝西省考古研究所の張建林氏によると、二〇〇二年、陝西省靖辺県において、二枚の板に墨書きされた唐景龍四年(七一〇)の「隨葬衣被雜物疏」が収集され、これに類似の表現が見られるという。研究の進展が期待される。

張建林(鈴木裕明訳)「唐代葬儀習俗中にみられる仏教的要素の考古学的考察」茂木雅博編『日中交流の考古学』同成社一〇〇七

(本学准教授 東洋史)

〈キーワード〉墓券、遣策、衣物疏